

第120号議案 長崎のもぞき恐竜パーク条例

目次

1	条例の概要	P 1～2
2	長崎のもぞき恐竜パーク条例と個別条例の関係	P 3
3	恐竜パークの管理運営等	P 4～5
4	利用料金	P 6～8
5	条例施行期日	P 9
6	各施設の供用開始前までの取り扱い	P 9～10
7	一部改正を行う条例（長崎市体育館条例、長崎市文化センター条例、長崎市公園条例、長崎市軍艦島資料館条例）及び新旧対照表	P 11～36
8	その他	P 38～39

【参考資料】

1	恐竜パーク構成施設配置図	P 40
2	恐竜パーク計画平面図	P 41
3	恐竜博物館建設工事写真及び恐竜パーク整備イメージ図	P 42
4	長崎市恐竜博物館の概要	P 43

南総合事務所

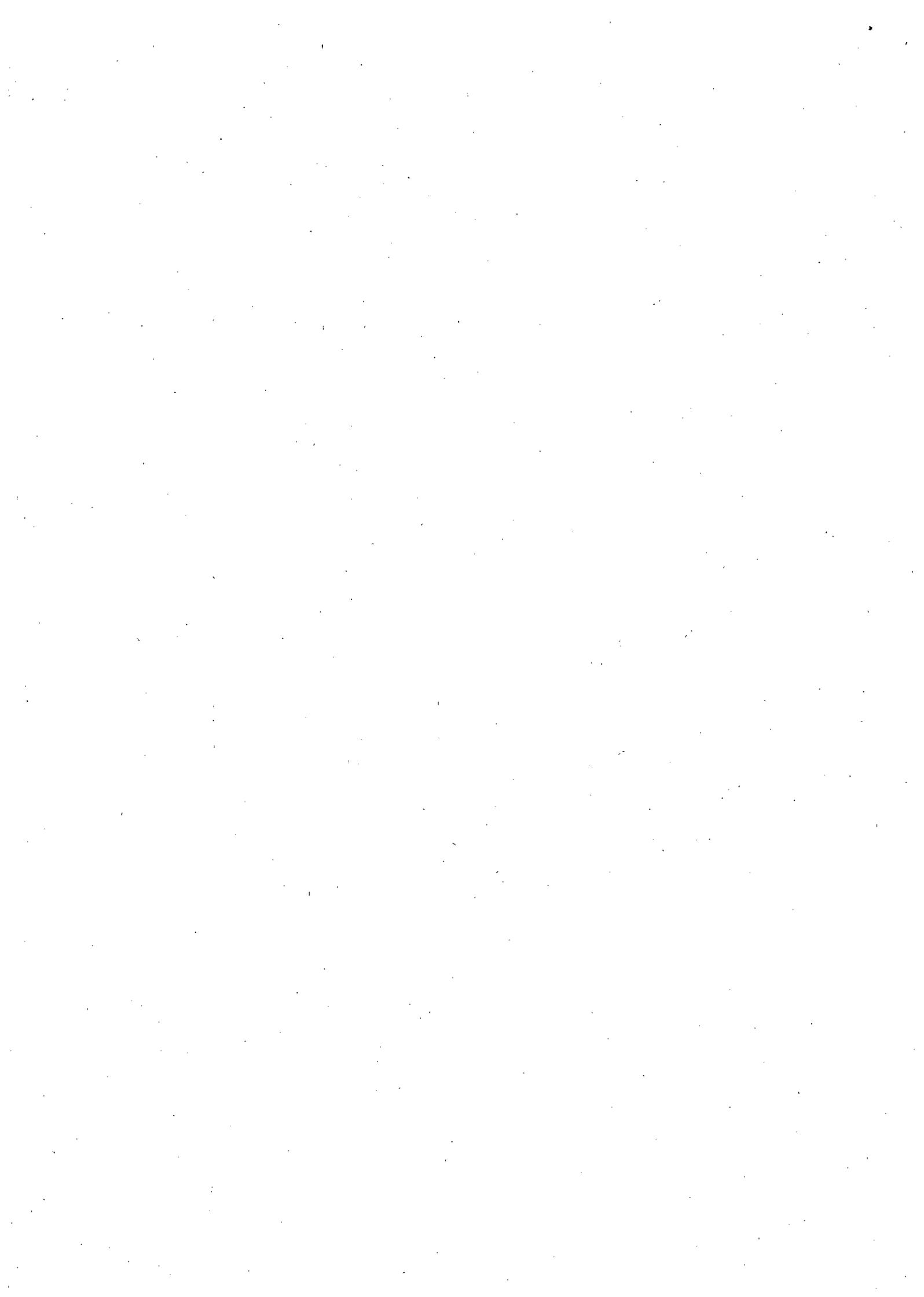
教育委員会

市民生活部

文化観光部

土木部

令和2年9月



# 1 条例の概要

## (1) 制定理由

地域の活性化を図るため、田の子地区に令和3年10月に開館予定の長崎市恐竜博物館及びその周辺施設（長崎市軍艦島資料館、長崎市野母崎文化センター、長崎市野母崎体育館、野母崎総合運動公園）を一体化し、一つの公の施設「長崎のもざき恐竜パーク」として設置するにあたり、公の施設の設置及びその管理に関する事項並びにその他必要な事項について定める条例を制定するもの

## (2) 設置目的

野母崎地区において学習、文化、スポーツ及び地域交流の場を一体的に提供することにより、市内外の人々の来訪及び市民の活動を促し、もって地域の活性化及び観光の振興に資する。

## (3) 公の施設の名称 長崎のもざき恐竜パーク（以下「恐竜パーク」という。）

## (4) 所在地及び面積 所在地：長崎市野母町 面積：約 64,350 m<sup>2</sup>

## (5) 恐竜パークの構成施設

- ア 長崎市恐竜博物館
- イ 長崎市軍艦島資料館
- ウ 長崎市野母崎文化センター
- エ 恐竜広場

(ア) 長崎のもざき恐竜パーク体育館（現：長崎市野母崎体育館）

(イ) 長崎のもざき恐竜パーク庭球場

(ウ) 水仙の丘

(エ) 西側・東側展望所

(オ) インフォメーションセンター（※）

(カ) こども広場

(キ) 駐車場

(ク) 多目的広場

（現：野母崎総合運動公園）

恐竜パーク設置に伴い  
新たに整備する施設

※ 「インフォメーションセンター」とは、地域活性化及び観光振興の観点や恐竜パークを訪れた方へのサービスの向上を図るため、施設内の案内や施設周辺の地域情報の発信を行う「インフォメーション」機能と来場者が雨天時などに休憩できる「休憩所」機能を有した施設で、旧野母崎福祉保健センター（軍艦島資料館が入っている建物）内に設置する。

なお、「インフォメーションセンター」の内部改修工事に係る予算について

ては、第 110 号議案令和 2 年度長崎市一般会計補正予算（第 10 号）において提案している。

(6) 公の施設の範囲 参考資料 1～3 参照 (40 ページ～42 ページ)

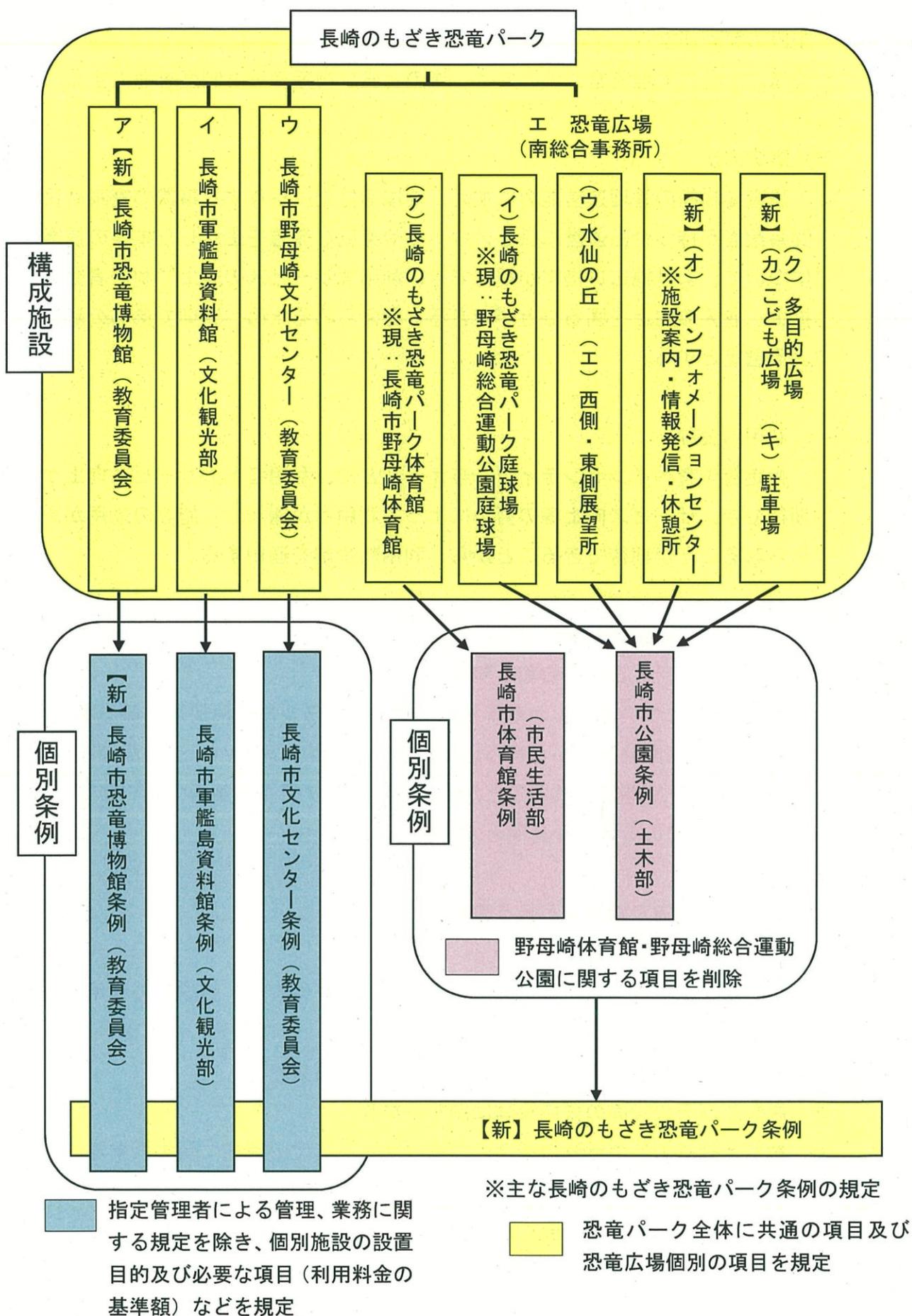
(7) 恐竜パークの施設概要

施設名称	ア 長崎市恐竜博物館（新設）	イ 長崎市軍艦島資料館
設置年月	令和 3 年 10 月	平成 28 年 7 月
所在地	野母町 568 番地 1	野母町 562 番地 1
所管部局	教育委員会	文化観光部
現在の運営手法	—	指定管理
現在の指定管理者	—	野母崎振興公社
年間来館者数	約 120,000 人（※見込み）	14,494 人（R 元年度）
施設概要	常設展示室、企画展示室、事務室、書庫 収蔵庫、X 線機器室、資料工作室 生物化学研究室、化石クリーニング室 岩石鉱物処理室、ミュージアムショップ	展示室 ホール 事務室

施設名称	ウ 長崎市野母崎文化センター	エ 恐竜広場	
		長崎のもぞき恐竜パーク体育館 (現：長崎市野母崎体育館)	長崎のもぞき恐竜パーク体育館以外 (現：野母崎総合運動公園)
設置年月	平成 2 年 9 月	平成 6 年 12 月	昭和 52 年 11 月
所在地	野母町 555 番地	野母町 868 番地	野母町 568 番地 1
所管部局	教育委員会	南総合事務所 (現在は市民生活部)	南総合事務所 (現在は土木部)
現在の運営手法	直営	直営	指定管理
現在の指定管理者	—	—	野母崎振興公社
年間来館者数	7,624 人（R 元年度）	20,398 人（R 元年度）	56,482 人（R 元年度）
施設概要	多目的ホール 会議室、視聴覚室 図書室、事務室	競技場 トレーニング室	管理事務所 庭球場、水仙の丘 西側・東側展望台

(8) 恐竜パークの供用開始日 令和 3 年 10 月 29 日（金）

## 2 長崎のもぎき恐竜パーク条例と個別条例の関係



### 3 恐竜パークの管理運営等

#### (1) 施設の管理運営

恐竜パークの管理運営については、次のとおり指定管理者制度を導入する。

##### ア 選定方法

恐竜博物館の管理運営能力に加え、地域活性化に寄与する事業の提案や民間事業者が持つ企画運営に係るノウハウや柔軟な発想を生かした事業の提案について、より幅広い提案が期待でき、利用者サービスの向上や利用者数の拡大、収入の向上を図ることができると考えられるため、原則である公募による選定とする。

##### イ 利用料金制

指定管理者へインセンティブを与えることで、利用者へのサービス向上が期待でき、サービス向上等の努力によって利用者が増加し、施設の効用が高められることが期待できることから、利用料金制を適用する。

##### ウ 指定管理者の指定期間

令和3年7月1日から令和9年3月31日まで

※ 初回時については、恐竜博物館に関する宣伝及び利用促進に係る業務などを供用開始日前から行う必要があることや、恐竜パークの周期イベント等も一定想定されることから、令和3年7月1日から令和9年3月31日までの5年9か月間とする。

#### (2) 恐竜パークの指定管理者が行う業務

##### ア 施設の利用に関する業務

##### イ 野母崎文化センター、長崎のもぎき恐竜パーク体育館・庭球場の利用の許可に関する業務

##### ウ 恐竜パークの運営、宣伝及び利用促進に関する業務

##### エ 施設及びその設備の維持管理に関する業務

##### オ 教育活動その他の活動の機会の提供に関する事業の実施に関する業務

##### カ その他恐竜パークの運営に関して市長（恐竜博物館及び野母崎文化センター）にあっては、教育委員会）が必要と認める業務

(3) 開場時間及び休場日

開場（館）時間及び休場（館）日は次のとおりとする。なお、承認の基準については、各条例の施行規則に定める。

(開館時間)

施設名	承認の基準
長崎市恐竜博物館 長崎市軍艦島資料館 長崎市野母崎文化センター インフォメーションセンター	午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。
恐竜パーク体育館	午前9時から午後10時までの時間帯を基本とし、1日13時間以上とすること。
恐竜パーク庭球場	午前8時から午後9時までの時間帯を基本とし、1日11時間以上とすること。

(休館日)

施設名	承認の基準
長崎市恐竜博物館	休館日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）以外の日であること。また、年末年始の休館日は、1月1日及び12月31日であること。
長崎市軍艦島資料館 インフォメーションセンター	休館日は、4月1日から翌年3月31日までの間において6日以内であること。
長崎市野母崎文化センター 恐竜パーク体育館 恐竜パーク庭球場	休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内であること。

#### 4 利用料金

##### (1) 恐竜パークの各施設における利用料金の考え方

恐竜パーク条例には、恐竜パーク体育館、庭球場及び恐竜広場を使用する際の行為の許可に係る利用料金を定めているが、恐竜博物館、軍艦島資料館、野母崎文化センターの利用料金の基準額については、各施設の個別条例に定めている。

恐竜パークの各施設の利用料金については、現在の各々の施設の料金をそのまま基準額とし、指定管理者の提案に対して基準とする額の範囲内で市が承認のうえ設定する。

※ 利用料金の割引については、指定管理者が経験・実績等をもとに、施設利用を促進させながら運営を行うことを踏まえた割引内容を市に提案し、利用料金の基準とする額(上限額)の範囲内で市が承認することとする。

##### (2) 各施設の利用料金の基準額

###### ア 長崎市恐竜博物館（※長崎市恐竜博物館条例に規定）

区分		観覧料（1人1回につき）		
		個人	団体（15人以上）	年間観覧料 （1人1年間につき）
常 設 展 示	一般	500円	400円	1,250円
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200円	160円	500円
企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額		

###### イ 長崎市軍艦島資料館（※長崎市軍艦島資料館条例に規定）

区分	金額	
	個人	団体（15人以上）
一般	200円	1人につき 160円
小学校の児童又は中学校の生徒	100円	1人につき 80円

ウ 長崎市野母崎文化センター（※長崎市文化センター条例に規定）

区分	金額（1時間につき）	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで
多目的ホール	2,200円	3,300円
会議室	104円	157円
視聴覚室	104円	157円

文化センターの附属設備（※長崎市文化センター条例施行規則に規定）

区分	金額（1時間につき）	
照明器具	272円	
冷暖房設備	多目的ホール	2,200円
	会議室	272円
	視聴覚室	272円

エ 長崎のもぎき恐竜パーク体育館

（※長崎のもぎき恐竜パーク条例に規定）

区分	金額（1時間につき）	
アリーナ	バドミントン（1面につき）	691円
	バレーボール（1面につき）	691円
	バスケットボール（1面につき）	1,037円
	その他（全面）	3,237円
トレーニング室	1,204円	
ステージ	712円	

恐竜パーク体育館の附属設備

（※長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則に規定）

区分	単位	金額（1時間につき）
卓球台	1台	157円
机	1脚	41円
補助椅子	1脚	10円

オ 長崎のもぎき恐竜パーク庭球場

(※長崎のもぎき恐竜パーク条例に規定)

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額 (半面につき)						
一般		419円	419円	419円	419円	419円	628円
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		209円	209円	209円	209円	209円	314円

恐竜パーク庭球場の附属設備 (※長崎のもぎき恐竜パーク条例に規定)

区分	金額 (半面につき)	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
夜間照明設備		3月1日から10月31日まで		838円
		11月1日から翌年2月末日まで	1,257円	

(3) 恐竜広場の利用に係る行為の制限

恐竜広場においては、キッチンカーなどでの飲食の販売などが想定されることから、「長崎市都市公園条例」や「長崎市さくらの里条例」などに規定する「行為の許可」についても同様に行うこととする。

なお、行為を行う際の利用料金の基準額については、市で定める類似の条例と同様の金額とする。

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1日	261円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	104円
	1月	1,613円
興行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,613円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円

## 5 条例施行期日

- (1) 施行期日 令和3年10月29日
- (2) 指定管理者の指定に関し必要な手続は、条例の施行の日前においても行うことができる旨の規定 公布の日
- (3) 恐竜博物館の利用に関する業務、宣伝及び利用促進に関する業務を指定管理者へ行わせることができる旨の規定 令和3年7月1日

## 6 各施設の供用開始前までの取り扱い

- (1) 軍艦島資料館・野母崎総合運動公園・野母崎文化センター・野母崎体育館の取り扱い

恐竜パークの指定期間の始期については、当初、令和3年4月1日からを予定していたが、恐竜パークの供用開始日を恐竜博物館の開館と併せ、令和3年10月29日としたため、現在、指定管理者制度を導入している軍艦島資料館、野母崎総合運動公園（共に非公募）については、指定期間が令和3年3月31日までとなっていることから、令和3年4月1日から恐竜パークの供用開始日前の令和3年10月28日までの期間は、引き続き現在の指定管理者の管理運営を延長する。

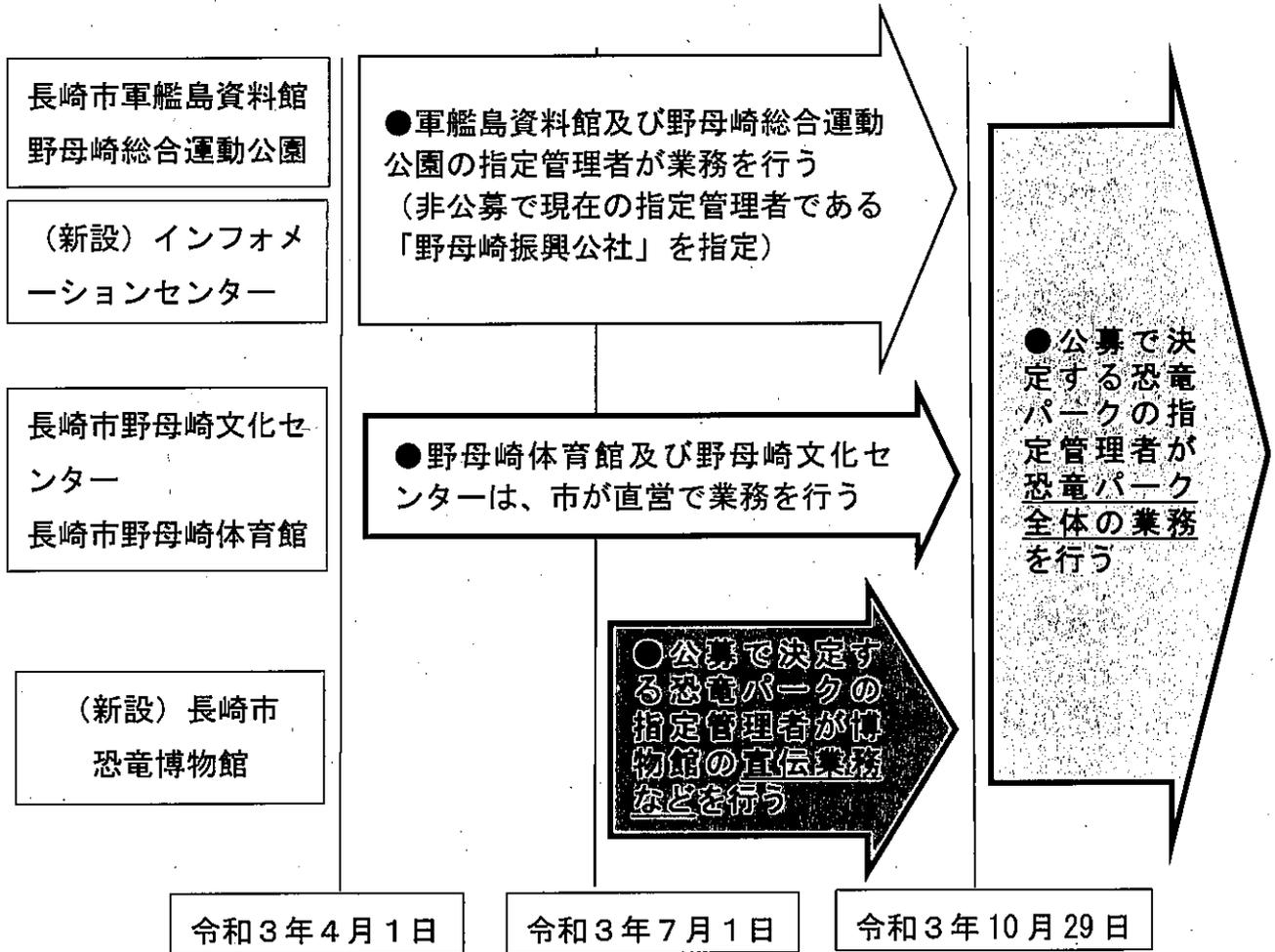
また、野母崎文化センター及び野母崎体育館については、現在、直営で管理運営を行っているため、令和3年10月28日までは引き続き直営にて管理運営を行う。

- (2) インフォメーションセンターの取り扱い

「インフォメーションセンター」の設置に伴い実施する内部改修工事については、令和3年3月末に完了予定としているが、恐竜パークは令和3年10月29日から供用開始を予定しているため、改修工事完了後から、供用開始日までの間については、雨天時にも休憩できる場所とし、野母崎総合運動公園の利用者に開放することで、市民サービスの向上につながるため、公園の休憩所（便益施設）として位置付け、公園区域に加え供用する。

なお、軍艦島資料館についても、現在は公園の区域外であるが、旧野母崎福祉保健センター内に設置しているため公園区域とする。

# 指定管理の体系図



7 一部改正を行う条例

長崎のもぞき恐竜パーク条例の制定に伴い、次の条例の一部改正を行う。

	条例（所管）	改正内容
1.	長崎市体育館条例 （スポーツ振興課）	（附則第6項） 長崎市体育館条例に規定する「長崎市野母崎体育館」の建物及び機能を恐竜パークに移し、新たに「長崎のもぞき恐竜パーク体育館」とすることに伴い、「長崎市野母崎体育館」に関する規定を削除するなどの所要の整備を行う。
2.	長崎市文化センター条例 （生涯学習課）	（附則第7項） 長崎市文化センター条例に規定する「長崎市野母崎文化センター」について、現在、市が直営で行っている管理運営を、恐竜パークの指定管理者が行うことに伴い、指定管理者制度の導入に伴う規定に改める所要の整備を行う。
3.	長崎市公園条例 （土木総務課）	（附則第8項） 長崎市公園条例に規定する「野母崎総合運動公園」については、庭球場や駐車場、水仙の丘、展望台などで構成されているが、その施設や機能を恐竜パークに移し、新たに「恐竜広場」とすることに伴い、「野母崎総合運動公園」に関する規定を削除するなどの所要の整備を行う。
4.	長崎市軍艦島資料館条例 （観光政策課）	（附則第9項） 長崎市軍艦島資料館条例に規定する「長崎市軍艦島資料館」の指定管理者に関する規定については、利用料金や模写等の許可など一部の規定を除き、長崎のもぞき恐竜パーク条例に規定することになるため、所要の整備を行う。

(1) 長崎市体育館条例新旧対照表

現行	改正後(案)																										
<p>第1条(略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="233 497 842 1014"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市諏訪体育館</td> <td>長崎市上西山町19番15号</td> </tr> <tr> <td>長崎市深堀体育館</td> <td>長崎市深堀町5丁目712番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市野母崎体育館</td> <td>長崎市野母町858番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市三和体育館</td> <td>長崎市布巻町88番地7</td> </tr> <tr> <td>長崎市琴海南部体育館</td> <td>長崎市琴海村松町703番地14</td> </tr> <tr> <td>長崎市三重体育館</td> <td>長崎市三京町708番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市諏訪体育館	長崎市上西山町19番15号	長崎市深堀体育館	長崎市深堀町5丁目712番地	長崎市野母崎体育館	長崎市野母町858番地	長崎市三和体育館	長崎市布巻町88番地7	長崎市琴海南部体育館	長崎市琴海村松町703番地14	長崎市三重体育館	長崎市三京町708番地1	<p>第1条(略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="887 497 1501 952"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市諏訪体育館</td> <td>長崎市上西山町19番15号</td> </tr> <tr> <td>長崎市深堀体育館</td> <td>長崎市深堀町5丁目712番地</td> </tr> <tr> <td>長崎市三和体育館</td> <td>長崎市布巻町88番地7</td> </tr> <tr> <td>長崎市琴海南部体育館</td> <td>長崎市琴海村松町703番地14</td> </tr> <tr> <td>長崎市三重体育館</td> <td>長崎市三京町708番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	長崎市諏訪体育館	長崎市上西山町19番15号	長崎市深堀体育館	長崎市深堀町5丁目712番地	長崎市三和体育館	長崎市布巻町88番地7	長崎市琴海南部体育館	長崎市琴海村松町703番地14	長崎市三重体育館	長崎市三京町708番地1
名称	位置																										
長崎市諏訪体育館	長崎市上西山町19番15号																										
長崎市深堀体育館	長崎市深堀町5丁目712番地																										
長崎市野母崎体育館	長崎市野母町858番地																										
長崎市三和体育館	長崎市布巻町88番地7																										
長崎市琴海南部体育館	長崎市琴海村松町703番地14																										
長崎市三重体育館	長崎市三京町708番地1																										
名称	位置																										
長崎市諏訪体育館	長崎市上西山町19番15号																										
長崎市深堀体育館	長崎市深堀町5丁目712番地																										
長崎市三和体育館	長崎市布巻町88番地7																										
長崎市琴海南部体育館	長崎市琴海村松町703番地14																										
長崎市三重体育館	長崎市三京町708番地1																										
<p>第3条～第7条(略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 前条第1項の許可を受けた者(長崎市諏訪体育館に係るものを除く。)は、長崎市深堀体育館にあつては別表第1、<u>長崎市野母崎体育館にあつては別表第2</u>、長崎市三和体育館にあつては別表第3、長崎市琴海南部体育館にあつては別表第4、長崎市三重体育館にあつては別表第5に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、利用の許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>第9条(略)</p> <p>(利用料金)</p>	<p>第3条～第7条(略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 前条第1項の許可を受けた者(長崎市諏訪体育館に係るものを除く。)は、長崎市深堀体育館にあつては別表第1、長崎市三和体育館にあつては別表第2、長崎市琴海南部体育館にあつては別表第3、長崎市三重体育館にあつては別表第4に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、利用の許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>第9条(略)</p> <p>(利用料金)</p>																										

- 第10条 第7条第1項の許可を受けた者(長崎市諏訪体育館に係るものに限る。)は、長崎市諏訪体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第6に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
  - 3 長崎市諏訪体育館の柔道場又は剣道場を部分的に利用する場合の利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
  - 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条～第18条(略)

(市長による管理)

- 第19条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。
- 2 前項の場合においては、第5条第2項、第7条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条、第16条第2項並びに別表第6の規定の適用については、第5条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第7条第1項中「市長(長崎市諏訪体育館にあつては、指定管理者。以下この条、第12条、第13条及び第16条第1項において同じ。)」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「長崎市諏訪体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)

- 第10条 第7条第1項の許可を受けた者(長崎市諏訪体育館に係るものに限る。)は、長崎市諏訪体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第5に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
  - 3 長崎市諏訪体育館の柔道場又は剣道場を部分的に利用する場合の利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
  - 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第11条～第18条(略)

(市長による管理)

- 第19条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。
- 2 前項の場合における第5条第2項、第7条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条、第16条第2項並びに別表第5の規定の適用については、第5条第2項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第7条第1項中「市長(長崎市諏訪体育館にあつては、指定管理者。以下この条、第12条、第13条及び第16条第1項において同じ。)」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「長崎市諏訪体育館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指

を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第6に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第6中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第3項並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第20条（略）

別表第1（略）

別表第2

区分		使用料（1時間につき）
アリーナ	バドミントン（1面につき）	円 691
	バレーボール（1面につき）	691
	バスケットボール（1面につき）	1,037
	その他（全面）	3,237
	トレーニング室	1,204
ステージ	712	

備考

定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第6に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第6中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第3項並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第20条（略）

別表第1（略）

（削除）

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 アリーナ又はステージの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額(備考2の適用があるときは、当該適用後の額)の4割に相当する額とする。
- 4 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

**別表第3**

1 専用使用料

区分		金額(1時間につき)
体育館	平日	円 1,100
	土曜日、日曜日又は休日	1,320
会議室	平日	220
	土曜日、日曜日又は休日	261

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 4 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市

**別表第2**

1 専用使用料

区分		金額(1時間につき)
体育館	平日	円 1,100
	土曜日、日曜日又は休日	1,320
会議室	平日	220
	土曜日、日曜日又は休日	261

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 3 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 4 体育館を部分的に利用するときの使用料は、市

長が別に定める。

- 5 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額(備考3又は4の適用があるときは、当該適用後の額)の4割に相当する額とする。
- 6 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

## 2 練習使用料

区分	金額(1時間につき)
卓球(1台につき)	円 104
バドミントン(1面につき)	104
バレーボール(1面につき)	157
バスケットボール(1面につき)	220

### 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

### 別表第4

(表は略)

### 別表第5

(表は略)

### 別表第6

(表は略)

長が別に定める。

- 5 利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額(備考3又は4の適用があるときは、当該適用後の額)の4割に相当する額とする。
- 6 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

## 2 練習使用料

区分	金額(1時間につき)
卓球(1台につき)	円 104
バドミントン(1面につき)	104
バレーボール(1面につき)	157
バスケットボール(1面につき)	220

### 備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 附属設備の使用料は、市長が別に定める。

### 別表第3

(表は略)

### 別表第4

(表は略)

### 別表第5

(表は略)

(2) 長崎市文化センター条例新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 教育委員会は、長崎市ヴィラ・オリンピカ伊王島(以下「ヴィラ・オリンピカ」という。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの(以下「<u>指定管理者</u>」という。)に行わせる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 <u>指定管理者</u>の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものの中から最も適当と認めるものを<u>指定管理者</u>として指定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>指定管理者が行う業務</u>)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 センター(ヴィラ・オリンピカを除く。)の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。</p> <p>2 ヴィラ・オリンピカの開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て<u>指定管理者</u>が定める。</p>	<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(<u>ヴィラ・オリンピカに係る指定管理者による管理</u>)</p> <p>第3条 教育委員会は、長崎市ヴィラ・オリンピカ伊王島(以下「ヴィラ・オリンピカ」という。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの(以下「<u>ヴィラ・オリンピカの指定管理者</u>」という。)に行わせる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</p> <p>3 <u>ヴィラ・オリンピカの指定管理者</u>の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものの中から最も適当と認めるものを<u>ヴィラ・オリンピカの指定管理者</u>として指定する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(<u>ヴィラ・オリンピカの指定管理者が行う業務</u>)</p> <p>第4条 <u>ヴィラ・オリンピカの指定管理者</u>は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 センター(ヴィラ・オリンピカ及び長崎市野母崎文化センターを除く。)の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。</p> <p>2 ヴィラ・オリンピカの開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て<u>ヴィラ・オリンピカの指</u></p>

3 前項の承認の基準は、ヴィラ・オリンピカの利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第6条 センターの別表に掲げる施設(以下単に「施設」という。)を利用しようとする者は、教育委員会(ヴィラ・オリンピカにあつては、指定管理者。以下この条、第12条、第13条及び第16条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。

2～3 (略)

(使用料)

第7条 利用の許可を受けた者(ヴィラ・オリンピカに係るものを除く。)は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 (略)

第8条～第9条 (略)

(利用料金)

第10条 利用の許可を受けた者(ヴィラ・オリンピカの利用に係るものに限る。)は、ヴィラ・オリンピカの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない

定管理者が定める。

3 長崎市野母崎文化センター(以下「野母崎文化センター」という。)の開館時間及び休館日は、教育委員会の承認を得て指定管理者(長崎のもぎ恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第 号。以下「恐竜パーク条例」という。))第3条第1項の指定管理者をいう。以下「野母崎文化センターの指定管理者」という。)が定める。

4 前2項の承認の基準は、ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文化センターの利用形態、利用者の利便性等を勘案して教育委員会規則で定める。

(利用の許可)

第6条 センターの別表第1から別表第3までに掲げる施設(以下単に「施設」という。)を利用しようとする者は、教育委員会(ヴィラ・オリンピカにあつてはヴィラ・オリンピカの指定管理者、野母崎文化センターにあつては野母崎文化センターの指定管理者。以下この条、第12条、第13条及び第16条第1項において同じ。)の許可を受けなければならない。

2～3 (略)

(使用料)

第7条 利用の許可を受けた者(ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文化センターに係るものを除く。)は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 (略)

第8条～第9条 (略)

(ヴィラ・オリンピカの利用料金)

第10条 利用の許可を受けた者(ヴィラ・オリンピカの利用に係るものに限る。)は、ヴィラ・オリンピカの利用に係る料金(以下「ヴィラ・オリンピカの利用料金」という。)をヴィラ・オリ

い。

- 2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を

ピカの指定管理者に支払わなければならない。

- 2 ヴィラ・オリンピカの利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案してヴィラ・オリンピカの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 附属設備の利用に係るヴィラ・オリンピカの利用料金については、ヴィラ・オリンピカの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 市長はヴィラ・オリンピカの指定管理者にヴィラ・オリンピカの利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（野母崎文化センターの利用料金）

第10条の2 利用の許可を受けた者（野母崎文化センターの利用に係るものに限る。）は、野母崎文化センターの利用に係る料金（以下「野母崎文化センターの利用料金」という。）を野母崎文化センターの指定管理者に支払わなければならない。

- 2 野母崎文化センターの利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して野母崎文化センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 附属設備の利用に係る野母崎文化センターの利用料金については、野母崎文化センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 市長は、野母崎文化センターの指定管理者に野母崎文化センターの利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（ヴィラ・オリンピカの利用料金の減免）

第11条 ヴィラ・オリンピカの指定管理者は、あ

受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

第12条～第15条 (略)

(利用の許可の取消し等)

第16条

1 (略)

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第17条～第19条 (略)

(職員)

第20条 センター(ヴィラ・オリムピカを除く。)に、所長その他必要な職員を置く。

(教育委員会による管理)

第21条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第5条第2項、第6条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条、第16条第2項、前条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第2項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別

らかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、ヴィラ・オリムピカの利用料金を減免することができる。

(野母崎文化センターの利用料金の減免)

第11条の2 野母崎文化センターの指定管理者

は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、野母崎文化センターの利用料金を減免することができる。

第12条～第15条 (略)

(利用の許可の取消し等)

第16条

1 (略)

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市、ヴィラ・オリムピカの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第17条～第19条 (略)

(職員)

第20条 センター(ヴィラ・オリムピカ及び野母崎文化センターを除く。)に、所長その他必要な職員を置く。

(教育委員会による管理)

第21条 教育委員会は、ヴィラ・オリムピカの指定管理者の指定をすることができないとき、又はヴィラ・オリムピカの指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 市長及び教育委員会は、野母崎文化センターの指定管理者を指定することができないとき、又は野母崎文化センターの指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条第1項の規定

に」と、第6条第1項中「教育委員会（ヴィラ・オリムピカにあつては、指定管理者。以下この条、第12条、第13条及び第16条第1項において同じ。）」とあるのは「教育委員会」と、第10条第1項中「ヴィラ・オリムピカの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、前条中「センター（ヴィラ・オリムピカを除く。）」とあるのは「センター」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第3項並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

3 第1項の場合における第5条第2項、第6条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条、第16条第2項、前条並びに別表第2の規定の適用については、第5条第2項中「教育委員会の承認を得てヴィラ・オリムピカの指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第6条第1項中「教育委員会（ヴィラ・オリムピカにあつてはヴィラ・オリムピカの指定管理者、）」とあるのは「教育委員会（）」と、第10条第1項中「ヴィラ・オリムピカの利用に係る料金（以下「ヴィラ・オリムピカの利用料金」という。）をヴィラ・オリムピカの指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2に掲げる使用料を

市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「ヴィラ・オリンピカの利用料金については、ヴィラ・オリンピカの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条中「ヴィラ・オリンピカの指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、ヴィラ・オリンピカの利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市、ヴィラ・オリンピカの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者」とあるのは「市及び野母崎文化センターの指定管理者」と、前条中「センター（ヴィラ・オリンピカ及び」とあるのは「センター（」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第4項（ヴィラ・オリンピカに係るものに限る。）並びに第10条第2項及び第4項の規定は適用しない。

4 第2項の場合における第5条第3項、第6条第1項、第10条の2第1項及び第3項、第11条の2、第16条第2項、前条並びに別表第3の規定の適用については、第5条第3項中「教育委員会の承認を得て指定管理者（長崎のもぞき恐竜パーク設置条例（令和2年長崎市条例第 号。以下「恐竜パーク条例」という。）第3条第1項の指定管理者をいう。以下「野母崎文化センターの指定管理者」という。）が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第6条第1項中「教育委員会（ヴィラ・オリンピカにあつてはヴィラ・オリンピカの指定管理者、野母崎文化センターにあつては野母崎文化センターの指定管理者」とあるのは「教育委員会（ヴィラ・オリンピカにあつてはヴィラ・オリンピカの指定管理者」と、第10条の2第1項中「野母崎文化センターの利用に係る料金

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第22条～第23条 (略)

(以下「野母崎文化センターの利用料金」という。)を野母崎文化センターの指定管理者に支払わなければならない」とあるのは、「別表第3に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「野母崎文化センターの利用料金については、野母崎文化センターの指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条の2中「野母崎文化センターの指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、野母崎文化センターの利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、第16条第2項中「市、ヴィラ・オリンピカの指定管理者及び野母崎文化センターの指定管理者」とあるのは「市及びヴィラ・オリンピカの指定管理者」と、前条中「センター(ヴィラ・オリンピカ及び野母崎文化センター)」とあるのは「センター(ヴィラ・オリンピカ」と、別表第3中「金額」とあるのは「使用料」とし、第5条第4項(野母崎文化センターに係るものに限る。)並びに第10条の2第2項及び第4項の規定は適用しない。

5 教育委員会は、第1項若しくは第2項の規定により管理の業務を行うこととし、又は第1項若しくは第2項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

第22条～第23条 (略)

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月29日から施行する。

(経過措置)

別表第1（第7条関係）

1 長崎市野母崎文化センターの使用料

区分	金額（1時間につき）	
	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで
多目的ホール	円 2,200	円 3,300
会議室	104	157
視聴覚室	104	157

2 長崎市琴海文化センターの使用料

（表は略）

3 長崎市琴海南部文化センターの使用料

（表は略）

別表第2（第10条関係）

（表は略）

3 施行日前に、附則第7項の規定による改正前の長崎市文化センター条例（次項において「改正前文化センター条例」という。）の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、同項の規定による改正後の長崎市文化センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に改正前文化センター条例の規定に基づき長崎市野母崎文化センターの利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

10 指定管理者の指定に関し必要な手続きは、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第7条関係）

（削除）

1 長崎市琴海文化センターの使用料

（表は略）

2 長崎市琴海南部文化センターの使用料

（表は略）

別表第2（第10条関係）

（表は略）

別表第3（第10条の2関係）

区分	金額（1時間につき）	
	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで
多目的ホール	円 2,200	円 3,300
会議室	104	157
視聴覚室	104	157

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(3) 長崎市公園条例新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第1条～第3条(略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第4条 公園施設で有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第1のとおりとし、その利用時間及び利用日は、市長が別に定める。</p> <p>2 <u>有料公園施設(野母崎総合運動公園の有料公園施設を除く。)</u>を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第5条(略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第6条 市長は、野母崎総合運動公園(以下「野母崎公園」という。)の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次に掲げる条件を満たす団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(1) <u>市民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p>(2) <u>野母崎公園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p>(3) <u>野母崎公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>野母崎公園の有料公園施設の利用の許可その</u></p>	<p>第1条～第3条(略)</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第4条 公園施設で有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第1のとおりとし、その利用時間及び利用日は、市長が別に定める。</p> <p>2 有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>第5条(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

他の野母崎公園の有料公園施設の利用に関する業務

(2) 野母崎公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、野母崎公園の運営に関して市長が必要と認める業務

(野母崎公園の利用の許可)

(削除)

第8条 野母崎公園の有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

(削除)

第9条 前条の許可を受けた者は、野母崎公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金(附属設備(夜間照明設備を除く。))の利用に係るものを除く。)は、別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備(夜間照明設備を除く。))の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

(削除)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(公園の管理)

第11条 この条例に定めるもののほか、公園における行為の禁止又は制限、有料公園施設の利用、公園施設の設置又は管理、占用その他公園の管理については、都市公園の例による。

(市長による管理)

第12条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第6条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条並びに別表第3の規定の適用については、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「野母崎公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第3中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」とし、第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ

(公園の管理)

第6条 この条例に定めるもののほか、公園における行為の禁止又は制限、有料公園施設の利用、公園施設の設置又は管理、占用その他公園の管理については、都市公園の例による。

(削除)

その旨を告示するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

別表第1

公園名	有料公園施設の名称
高島ふれあい多目的運動公園	高島ふれあい多目的運動公園庭球場
野母崎総合運動公園	野母崎総合運動公園庭球場
外海総合公園	外海総合公園運動場
外海運動公園	外海運動公園運動場
岳路運動公園	岳路運動公園運動場
琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場
琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場
	琴海中部運動公園庭球場
琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場

別表第2 (略)

別表第3

野母崎総合運動公園庭球場の利用に係る基準額

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第8条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

別表第1

公園名	有料公園施設の名称
高島ふれあい多目的運動公園	高島ふれあい多目的運動公園庭球場
外海総合公園	外海総合公園運動場
外海運動公園	外海運動公園運動場
岳路運動公園	岳路運動公園運動場
琴海北部運動公園	琴海北部運動公園運動場
琴海中部運動公園	琴海中部運動公園運動場
	琴海中部運動公園庭球場
琴海南部運動公園	琴海南部運動公園運動場

別表第2 (略)

(削除)

利用時間  金額 (半面につき)	午前 8 時 から 午前 10 時 まで	午前 10 時 から 正 午 まで	正 午 から 午 後 2 時 まで	午 後 2 時 から 午 後 4 時 まで	午 後 4 時 から 午 後 6 時 まで	午 後 6 時 から 午 後 9 時 まで
	円	円	円	円	円	円
一般	419	419	419	419	419	628
小学生の児 童、中学生の 生徒又は高等 学校の生徒	209	209	209	209	209	314
備考 利用者(第8条の許可を受けた者をいう。) がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部を その利用に係る準備又はリハーサルのために利用 する場合の金額は、この表に掲げる金額の4割に 相当する額とする。						

(2) 附属設備

金額 (半面につき)	利用時間	午後6 時から 午後9 時まで	午後7時 から午後 9時まで
	区分		
夜間照明 設備	3月1日から 10月31日 まで		838円

	1月1日から 翌年2月末 日まで	1,257円	
--	------------------------	--------	--

備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童、中学校の生徒及び高等学校の生徒を除く。)をいう。

(4) 長崎市軍艦島資料館条例新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 市長は、資料館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次に掲げる条件を満たす団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>(1) 市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 資料館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 資料館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 資料館の利用の許可その他の資料館の利用に関する業務</p> <p>(2) 資料館の宣伝及び利用促進に関する業務</p> <p>(3) 資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して市長が必要と認める業務</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第5条 資料館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。</p>	<p>第1条～第2条(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 資料館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者(長崎のもぞき恐竜パーク条例(令和2年長崎市条例第 号。以下「恐竜パーク条例」という。))第3条第1項の指定管理者をいう。以下同じ。)が定める。</p>

2 前項の承認の基準は、資料館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(利用料金)

第6条 資料館の展示室に展示している資料を観覧しようとする者は、資料館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(模写等の許可)

第8条 学術研究等のため、資料館の資料(市長が指定するものに限る。第12条において同じ。)の模写、模造、複製、撮影等(以下「模写等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可(以下「模写等の許可」という。)をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 資料館の管理上支障があるとき。

(3) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、資料館の管理上必要があると認めるときは、模写等の許可について条件を付することができる。

2 前項の承認の基準は、資料館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(利用料金)

第4条 資料館の展示室に展示している資料を観覧しようとする者は、資料館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(模写等の許可)

第6条 学術研究等のため、資料館の資料(市長が指定するものに限る。第10条において同じ。)の模写、模造、複製、撮影等(以下「模写等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の許可(以下「模写等の許可」という。)をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 資料館の管理上支障があるとき。

(3) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。

3 指定管理者は、資料館の管理上必要があると認めるときは、模写等の許可について条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(模写等の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、模写等の許可を取り消し、又は模写等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により模写等の許可を受けたとき。
- (2) 模写等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第11条 利用者は、その模写等を終わつたとき、又はその模写等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その模写等の場所を原状に復さなければならない。

(資料の貸出し)

第12条 資料館の資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、資料館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 模写等の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(模写等の許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、模写等の許可を取り消し、又は模写等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により模写等の許可を受けたとき。
- (2) 模写等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(原状回復)

第9条 利用者は、その模写等を終わつたとき、又はその模写等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その模写等の場所を原状に復さなければならない。

(資料の貸出し)

第10条 資料館の資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、資料館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(3) 資料館の管理上支障があると認められる者

(4) その他市長が適当でないと認める者

(損害賠償)

第14条 資料館の建物、附属設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(出品等に関する責任)

第15条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあつても、市及び指定管理者は、その損害の賠償の責めを負わない。

(市長による管理)

第16条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合においては、第5条第1項、第6条第1項、第7条、第8条、第10条及び前条の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条第1項中「資料館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる観覧料を市長に納入しなければならない」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」と、第8条及び第10条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2

(3) 資料館の管理上支障があると認められる者

(4) その他市長が適当でないと認める者

(損害賠償)

第12条 資料館の建物、附属設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(出品等に関する責任)

第13条 天災その他やむを得ない理由により出品又は寄託に係る資料に損害を生ずることがあつても、市及び指定管理者は、その損害の賠償の責めを負わない。

(市長による管理)

第14条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、恐竜パーク条例第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第3条第1項、第4条第1項、第5条、第6条、第8条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第4条第1項中「資料館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる観覧料を市長に納入しなければならない」と、第5条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料」と、第6条及び第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項及び前条

項及び前条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第5条第2項並びに第6条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表(第6条関係)

区分	金額	
	個人	団体(15人以上)
一般	円 200	円 1人につき 160
小学校の児童又は中学校の生徒	100	1人につき 80

備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。

中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第3条第2項並びに第4条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表(第4条関係)

区分	金額	
	個人	団体(15人以上)
一般	円 200	円 1人につき 160
小学校の児童又は中学校の生徒	100	1人につき 80

備考 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。

## 8 その他

### (1) 地域団体からの要望への対応

漁協、商工会、農協、野母崎ツーリズム振興会等の各団体が、自分たちの強みを生かした農水産物や加工品の物販、直売、飲食の提供、地域情報の発信等により、野母崎を中心とした地域の活性化を図ることを目的に結成した「野母崎産業活性化協議会」から恐竜パーク内で物販等を行いたいとの要望がなされている。

地域団体が、自発的に地域の活性化のために地元の農水産物等の販売等を行うことは、本市が推進する「野母崎地域及び長崎半島全体の地域活性化」や「地域が潤う交流の産業化」にも寄与し、恐竜パークの利用者のサービス向上にもつながることから、新たに設置するインフォメーションセンターの休憩所内に、休憩所としての目的を妨げない範囲で使用を許可することで地域の活性化を支援する。

### (2) のもぎき物産センター、野母崎ふれあい市場、公園管理事務所の取り扱いについて

建物の老朽化や地域から恐竜博物館や軍艦島の景観・眺望を損ねるとのご意見もあることから、恐竜パークの供用開始前までに建物を解体のうえ恐竜広場として整備し、イベント等で活用する。

(※解体費用については、今後、予算を計上予定)

(3) 長崎のもぞき恐竜パーク供用開始までのスケジュール

ア 議会審査及び指定管理に関するスケジュール

年月	内容		
	市議会	指定管理	備考
R2年 6月	【6月議会】 野母崎文化センター屋根・防水・外壁改修工事の補正予算の提案		野母崎1号線道路切り替え
R2年 9月	【9月議会】 ・恐竜パーク条例の提案 ・指定管理者候補者選定審査会及び旧野母崎福祉保健センター内部改修工事の補正予算の提案		
10月	—	恐竜パークの指定管理者の公募開始	
11月	【11月議会】 長崎市軍艦島資料館及び野母崎総合運動公園に関する指定議案審査 (指定期間：R3.4.1～R3.10.28まで)		駐車場部分の供用開始
12月	—	公募×切	
R3年 1月	—	・指定管理者候補者の選定審査 ・候補団体の決定	
2月	【2月議会】 ・恐竜パークに関する指定議案審査 (指定期間：R3.7.1～R9.3.31まで) ・恐竜パークの指定管理に係る補正予算議案審査 (債務負担行為の設定)		
4月	—	指定通知	恐竜広場部分の供用開始
6月	—	協定書の締結	
7月	—	指定管理業務開始 (施設の利用や恐竜博物館に係る宣伝及び利用促進に係る周知に関する業務のみ)	
10月	—	恐竜博物館開館と同時に恐竜パーク供用開始(10月29日)	

イ 施設整備に関するスケジュール

項目	平成 30 年度				令和元年度				令和 2 年度				令和 3 年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
博物館建築設計・建築工事					基本設計				建築工事							
博物館展示設計・展示施工					展示設計				展示施工							
野母 1 号線道路改良工事									道路工事							
国道 499 号交差点改良工事									交差点工事							
恐竜パーク基本設計・実施設計					基本設計		実施設計									
恐竜パーク駐車場整備工事									駐車場工事							
恐竜パークこども広場等整備工事									広場工事							
野母崎文化センター 外壁・屋根改修									外壁 屋根 工事							
旧野母崎福祉保健センター 内部改修工事									建物 改修 工事							
野母崎文化センター内部 改修工事（今後の計画）													内装 改修			
物産センター、ふれあい 市場、公園管理棟撤去・ 広場整備（今後の計画）													解体 広場 整備			

恐竜パーク供用開始日



長崎のもぞき恐竜パーク  
計画平面図

【 】は完成予定時期

現在の公園管理事務所、物産センター、  
ふれあい市場の場所  
【令和3年5月～恐竜パークの供用開始日までに解体】



旧野母崎福祉保健センター  
【令和3年3月末】

業務名	野母崎総合運動公園測量業務委託		
履行場所	長崎市 野母町 地内		
図面名	計画平面図		
縮尺	S=1:500	図面番号	
設計年月日	令和 年 月 日		
第 回 変更年月日	令和 年 月 日		
第 回 変更年月日	令和 年 月 日		
長崎市 南総合事務所			

恐竜博物館建設工事写真及び恐竜パーク整備イメージ図



## 長崎市恐竜博物館の概要

### 1 施設の概要

#### (1) 設置目的

恐竜を中心とする古生物学及び地学に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、あわせて、博物館資料に関する調査研究を行い、もって学術及び文化の発展に寄与するため。

#### (2) 施設名称 長崎市恐竜博物館（以下「恐竜博物館」という。）

（理由）

- ア 「総合」系の自然史博物館ではなく、地域の特色である恐竜に特化した博物館として認知されやすいこと
- イ 「恐竜」という「Dinosauria」の和訳が、長崎市出身で日本の古生物学の父と称される「横山又次郎」によって造語されたこと
- ウ 設置者（長崎市）とテーマ（恐竜）が日本語でも英語（Nagasaki City Dinosaur Museum）でもわかりやすく、海外からの来館者にも認知されやすいこと

（参考）横山又次郎（1860～1942）

出島の阿蘭陀通詞の息子として長崎に生まれ、東京帝国大学（現東京大学）の教授として日本の化石研究の基礎を築いた人物

#### (3) 所在地 長崎市野母町568番地1



#### (4) 供用開始日 令和3年10月29日

#### (5) 事業

- ア 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること
- イ 博物館資料に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること
- ウ 教育活動その他の活動の機会の提供に関すること
- エ 他の博物館等との緊密な連絡及び協力並びに情報の交換、博物館資料の相互貸借等に関すること
- オ その他教育委員会が必要と認める事業

#### (6) 開館時間（承認基準） 午前9時～午後5時までを基本とし、1日8時間以上

#### (7) 休館日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する休日（1月1日を除く。）以外の日 年末年始の休館日は、1月1日及び12月31日。

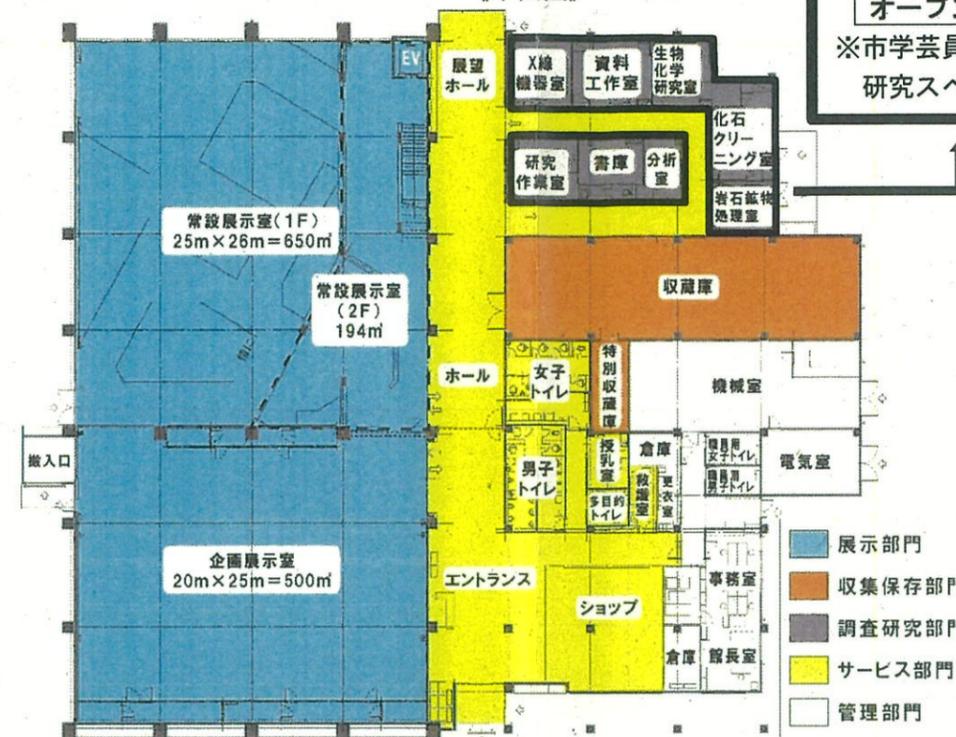
#### (8) 入館者数 年間約12万人（見込み）

#### (9) 構造 鉄筋コンクリート造（一部2階建）

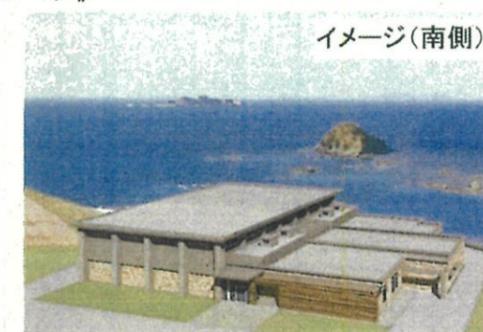
#### (10) 延床面積 2,594㎡（1階2,401㎡、2階193㎡）

#### (11) 総事業費 約21億円（予算ベース）

《平面図》



《外観イメージ》



### 2 恐竜博物館の管理運営

専門性が高い博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究などを除き、博物館の管理運営については、利用料金制による指定管理者制度を導入し、指定管理者が行う業務については、別途「長崎のもぞき恐竜パーク条例」に定める。

（参考）指定管理者が行う業務（長崎のもぞき恐竜パーク条例のうち恐竜博物館に関する業務を記載）

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 恐竜博物館の運営、宣伝及び利用促進に関する業務
- (3) 施設及びその設備の維持管理に関する業務
- (4) 教育活動その他活動の機会の提供に関する業務
- (5) そのほか恐竜博物館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

※1 令和3年7月1日から、恐竜博物館に関する「施設の利用に関する業務（教育委員会が別に定める業務に限る）」及び「宣伝及び利用促進に関する業務」を行うため、指定管理の指定を行う予定。（その他の指定管理業務については、準備行為を除き令和3年10月29日より実施する予定。）

※2 指定管理者の指定期間 令和3年7月1日～令和9年3月31日（5年9ヶ月間）